

東北整形災害外科学会会則

名 称

第1条 本会は東北整形災害外科学会（Tohoku Society of Orthopaedics and Traumatology）と称する。

目 的

第2条 本会は整形外科学及び関連の災害外科学の研究ならびにその進歩発達をはかることを目的とする。

会 員

第3条 本会会員は、東北各県および新潟県(以下、東北地区という)および他地区の医師で、本会の目的に賛同し会費を納入した医師とする。なお会員が退会する場合は退会届を事務局に提出し、未納分の年会費を支払わなければならない。年会費は 8,000 円とする。但し留学生はこの納入を免除する。3 年以上会費を納入しない者は退会したものとする。既納会費は返還しない。なお、本会が承認する賛助会員を置くことができる。賛助会員については別に定める。また、本会に貢献のあった会員について名誉会員の制度を設ける。名誉会員の選出は幹事会が行い、総会の承認を得るものとする。

第 3 条補則 賛助会員は本会の目的に賛同した非医師で、会費を納入の上、幹事会の承認を得たものとする。

役 員

第4条 本会の目的のために次の役員をおく。

1. 会長 1 名。学術集会主催担当の整形外科学教室現教授とする。なお会長が任務を遂行できない場合は、当該教室の准教授が代行することができる。
2. 幹事 東北地区の大学整形外科学教授とする。幹事は会の運営にあたりると共に編集委員として機関誌の編集を行う。

第5条 会長の任期は学術集会終了の翌日より次の学術集会の会期終了の日までとする。

事 業

第6条 第 2 条の目的を達成するために、年 1 回（春季）東北地区を持ち回り、学術集会を開催する。

第 6 条補則 学術集会の参加費は主催担当校が決定する。研修医は非会員でも参加・発表・投稿を認める。医学生
の参加についてはこれを認め、参加費は原則免除する。

第7条 本会は機関誌として東北整形災害外科学会雑誌（Tohoku Journal of Orthopaedics and Traumatology）
を年 1 回発行し、会員に配布する。その編集については幹事である編集委員が行う。本紙との交換雑誌
は事務局の置かれている東北大学の附属図書館医学分館に保管する。

第8条 本学会の学術集会における演者ならびに共同演者及び機関誌への投稿者は原則として会員に限る。

第9条 国内及び国際的な関連学術団体との研究協力、その他目的を達成するために必要な事業を行う。

会 計

第10条 本会の事業年度は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終るものとする。本会の事業ならびに決算報
告及び次年度事業計画は学術集会において会員に提示し、この承認を求めるとする。会計監査につ
いては、幹事会でその方法を取りきめる。

会 則 の 変 更

第11条 会則の変更は正会員の中有効投票の 2/3 以上をもって決定する。

事 務 局

第12条 本会事務局を下記におく。

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1 番 1 号
東北大学医学部整形外科学教室内
東北整形災害外科学会事務局
電話 (022) 717-7245 F A X (022) 717-7248
郵便振替番号 仙台 02230-0-785

本会則は平成 29 年 6 月 9 日に改訂された。